



平成 27 年 1 月 1 日から 注意事項の掲示の内容が一部変わりました

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等で有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など有機溶剤等使用の注意事項について、労働者が見やすい場所に掲示しなければなりません。

平成 27 年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、掲示内容が変わりますので、ご注意ください。



有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を横向きに寝かせ、気道を確保した状態*で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 <u>口中の異物を取り除くこと。</u>	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに人工呼吸を行うこと。	

*回復体位横向きに寝かせて、できるだけ気道を上げた状態にする。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。






今夏に東京支社・京都営業所の ISO 拡大認証を目指す

昨年6月23日に東京支社、京都営業所のISOキックオフ宣言。
昨年12月1日より運用活動を開始し、3月の内部監査をうけ、
夏に本審査を受けISO認証取得を目指します。



14年度目標進ちょく状況(4~1月分)

環境目標	14年度目標値	14年度4~1月実績値
 電力使用量の削減	13年度比 マイナス	17,103,554kWh (13年度4~1月比 -986,927kWh、-5.46%)
 一般廃棄物容量の削減	13年度比 -1%	167,019.9ℓ (13年度4~1月比 -7,060.9ℓ、-4.06%)
 コピー機 カウンター数の削減	13年度比 -1%	617,466カウンター (13年度4~1月比 -94,722カウンター、-13.30%)

ISO標語 「もったいない!」は“即実行”の合い言葉